

丙第 99 号証

日本語翻訳版

# IAEA 安全基準

人と環境を防護するために

## 基本安全原則

共同策定

Euratom, FAO, IAEA, ILO, IMO, OECD/NEA,  
PAHO, UNEP, WHO

## 安全原則

No. SF-1

国際原子力機関

2008年12月  
独立行政法人 原子力安全基盤機構

## 注 意

- A. 非売品
- B. 本図書は、「Fundamental Safety Principles, Safety Standards Series No. SF-1」 © International Atomic Energy Agency, (2006)の翻訳である。

本翻訳は、独立行政法人原子力安全基盤機構により作成されたものである。本安全基準の正式版は、国際原子力機関又はその正規代理人により配布された英語版である。国際原子力機関は、本翻訳及び発行物に係る正確さ、品質、正当性又は仕上がりに関して何らの保証もせず、責任を持つものではない。また、本翻訳の利用から直接的に又は間接的に生じるいかなる損失又は損害、結果的に発生しうること等のいかなることに対しても何らの責任を負うものではない。
- C. 著作権に関する注意: 本刊行物に含まれる情報の複製又は翻訳の許可に関しては、オーストリア国ウィーン市A-1400 ヴァグラマー通5番地（私書箱 100）を所在地とする国際原子力機関に書面連絡を要する。

## Disclaimer

- A. NOT FOR SALE
- B. This is translation of the “Fundamental Safety Principles, Safety Standards Series No. SF-1” © International Atomic Energy Agency, (2006).

This translation has been prepared by Japan Nuclear Energy Safety Organization. The authentic version of this material is the English language version distributed by the IAEA or on behalf of the IAEA by duly authorized persons. The IAEA makes no warranty and assumes no responsibility for the accuracy or quality or authenticity or workmanship of this translation and its publication and accepts no liability for any loss or damage, consequential or otherwise, arising directly or indirectly from the use of this translation.
- C. COPYRIGHT NOTICE: Permission to reproduce or translate the information contained in this publication may be obtained by writing to the International Atomic Energy Agency, Wagramer Strasse 5, P. O. Box 100, A1400 Vienna, Austria.

## **本邦訳版発行に当たっての注記事項**

### **1. 全般**

- (1) 本邦訳は、国際原子力機関（IAEA）で策定する IAEA 安全基準の利用者の理解促進、知見活用のため、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」という）が IAEA との契約行為に基づき発行するものである。
- (2) 翻訳文については、(1)項に示すとおり利用者の理解促進、IAEA 安全基準の知見活用を目的としていることから、文法的な厳密さを追求することで難解な訳文となるものは、わかり易さを優先して、本来の意味を誤解することのない範囲での意訳を行っている箇所もある。
- (3) 本邦訳版は、機構のウェブサイトで公開されるほか、印刷物としても刊行されるが、刊行後、誤記等の修正があった場合には、正誤表と合わせてウェブサイトにて改訂版を公開するものとする。

### **2. 責任**

- (1) 本邦訳版は機構により作成されたものであるが、IAEA 又はその正規代理人により配布された英語版を正式版とするものである。IAEA 安全基準の原文の内容については、機構は一切の責任を負うものではない。
- (2) 機構は本図書の翻訳の完全性、正確性を期するものではあるが、これを保証するものではなく、また本図書の利用から直接又は間接的に生じる、いかなる損失又は損害、結果的に発生しうること等のいかなることに対しても何らの責任を負うものではない。

**独立行政法人 原子力安全基盤機構**

## 翻訳版について

### 1. 翻訳用語について

- (1) “Security”については、該当する日本語訳がないことから、“セキュリティ”と表記している。IAEA が発行している用語集には、以下の用語説明がある。(IAEA Safety Glossary 2007 Edition の 87 頁から引用)

The prevention and detection of and response to, theft, sabotage, unauthorized access, illegal transfer or other malicious acts involving nuclear material, other radioactive substances or their associated facilities.

核物質、他の放射性物質、又はそれらに関連する施設に関わる盗難、妨害破壊行為、無許可の立ち入り、不法な輸送、あるいはその他の悪意のある行為の防止、検知及び対応

- (2) “operate”については、施設と活動の種別に応じて、運転する、操業する、運用する等の訳語があるが、本邦訳中では、“operate”が同時にこれらの複数の訳語を意味する場合は、総称して、“運転する”と表記している。また、“operator”については、事業者と表記する。

- (3) “graded approach”については、「等級別扱い」と訳す。尚、IAEA が発行している用語集には、以下の用語説明がある。(IAEA Safety Glossary 2007 Edition の 133 頁から引用)

1. For a system of control, such as a regulatory system or a safety system, a process or method in which the stringency of the control measures and conditions to be applied is commensurate, to the extent practicable, with the likelihood and possible consequences of, and the level of risk associated with, a loss of control.
2. An application of safety requirements that is commensurate with the characteristics of the practice or source and with the magnitude and likelihood of the exposures.

- 1 規制体系あるいは安全系のような管理又は制御するシステムに対し、適用される管理又は制御上の手段や条件の厳格さが、管理又は制御の喪失の起こり易さと起こりうる影響、及び管理又は制御の喪失に係るリスクのレベルと、実行可能な範囲で釣り合っていること。
- 2 行為あるいは線源の特性、及び被ばくの大きさや起こり易さに見合った安全要件を適用すること。

### 2. 翻訳の実施

本書の翻訳は、独立行政法人原子力安全基盤機構に設置された IAEA 安全基準邦訳ワーキンググループで審議して作成したものである。

独立行政法人 原子力安全基盤機構

丙第 100 号証

別添 3 別紙

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に  
關する規則（案）等に対するご意見への考え方

平成 25 年 6 月

※意見募集時の規則名、条項をもとにしてまとめております。また、関連する規則等ごとで組み合わせておりますので、意見募集時の各規則等の整理番号（1）～（27）の順番での回答ではございません。

（4）実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則  
及び（17）同規則の解釈に対する御意見への考え方

平成25年6月

いと考える。

第三十二条 保安電源設備		ご意見の概要	考え方
<p><b>【信頼性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 保安電源設備について、外部電源受電回路を2回路と規定しているが、最大地震動、地形変動においても、確実に供給される品質をもつこと。</li><li>➢ 保安電源設備について、単純な系統分離だけでなく、架線方式（一方は高架、一方は地下など）や、架線方向（土砂崩れなどの影響を考慮）を相互補完するよう規定し、さらに冗長性を確保すべき。（共通要因故障を十分に考慮すること）</li><li>➢ 保安電源設備について、外部電源の受電設備について、原子力発電所の内外ごとに要求を整理して記載すべき。</li></ul> <p><b>【信頼性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 外部電源系は安全系として期待しておらず、事故時ににおいては、安全系の設備への給電是非常用ディーゼル発電機から行われることが前提です。しかしながら、今回の地震、津波に伴う事故の教訓を踏まえ、従来と比べ外部電源の信頼性を向上させるため、原子力発電所に接続する2回線以上の送電線の上流側が同一の開閉所又は変電所につながっていないこと、同じ送電鉄塔に架線されていないことを新たに要求しています。</li></ul>			